

全タク連発第32号  
令和2年4月28日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一朗

令和2年度「不正改造車を排除する運動」における  
新型コロナウイルス感染症への適切な対応について

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについては、本年3月23日付け全タク連発第191号において周知したところですが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことなどを踏まえ、今般、国土交通省自動車局整備課長及び安全・環境基準課長から全タク連に対し、別紙のとおり通知がありましたので、了知されるとともに適切なお対応をお願いします。

事務連絡  
令和2年4月24日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
整備課長  
安全・環境基準課長

令和2年度「不正改造車を排除する運動」における新型コロナウイルス感染症への  
適切な対応について

本年度の不正改造車を排除する運動については、各地方運輸局等において強化月間を設定し、本運動の各種取り組みを積極的かつ集中的に実施することとしております。

一方、今月16日には、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されるなど、その影響が日々変化している状況にあります。本運動の検討にあたっては、各都道府県等による感染拡大防止対策の取組状況等を含む地域の実態を踏まえ、十分な感染防止対策が実施できない場合には本運動の取り組みを見直すなど、感染拡大防止のための適切な対応をお願いします。

なお、取り組みの見直しにより、イベント、講習会等を中止した場合であっても、各種の媒体を活用した広報啓発活動や情報提供等の推進など、より一層の創意工夫を凝らした取り組みを展開することにより、不正改造の防止と不正改造車の社会的排除の気運の高揚に努めていただくようお願いします。